

令和8年度学校図書館司書教諭講習実施要項

国立大学法人東海国立大学機構 岐 阜 大 学

1. 目 的

この講習は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定に基づき、学校図書館運営の中心となる司書教諭を養成するため、文部科学大臣の委嘱を受けて実施する講習で、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に従って行います。

2. 受講資格 （1）（2）いずれかを満たしていれば受講可能

（1）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校，中学校，高等学校，特別支援学校の教諭の免許状を有する者（ただし，養護教諭の免許状のみを有する者は除く）

（2）大学に2年以上在学する学生で，62単位以上修得した者

※既に大学等で学校図書館司書教諭講習規定第3条に規定する所定の単位（5科目10単位）を習得している人は，この講習を受講する必要はありません。

後述の「書類申請者」に該当するので，それに従って申請してください。

※旧規程による科目の単位と新規程による科目の単位の読み替えを行うことができる経過措置期間（平成11年4月1日～）は，平成15年3月31日に廃止されました。

※旧規程附則第5項に規定されていた実務経験（2年若しくは4年以上良好な成績で司書教諭に相当する職務に従事したもの）による単位軽減措置（新規規程第3条1項に規定する科目の単位の一部又は全部を同項の規定により修得したものとみなすことができる）は，平成15年3月31日に廃止されました。

3. 講習科目・単位数及び担当講師

講 習 科 目	単位数	講 師 氏 名
学校図書館メディアの構成	2	富田 賢史 梶山女学園大学非常勤講師
学校経営と学校図書館	2	北村 直子 岐阜聖徳学園大学非常勤講師

4. 日 程

（1）期 間 令和8年8月17日（月） ～ 令和8年8月26日（水）（左記のうちの8日間）

（2）日 程・場 所 （※場所の変更が生じる場合がございます）

月 日	科 目 等	時 間	場 所
8月 17日（月）	学校図書館メディアの構成 （開講式を含む）	9:30 ～ 17:00	岐 阜 大 学 教育学部棟 B棟1階 B102講義室
18日（火）		9:30 ～ 17:00	
19日（水）		9:30 ～ 17:00	
20日（木）		9:30 ～ 17:00	
8月 21日（金）	学校経営と学校図書館 （閉講式を含む）	9:30 ～ 17:00	岐 阜 大 学 教育学部棟 B棟1階 B102講義室
24日（月）		9:30 ～ 17:00	
25日（火）		9:30 ～ 17:00	
26日（水）		9:30 ～ 17:00	

※1講習（4日間）を1日でも休んだ場合，単位認定はできません。学校の行事・研修等でも公欠扱いはできないため，申込の際には注意してください。

※台風等の非常災害時は，岐阜大学教育学部のホームページ又は，メール等にて実施の可否をお知らせいたします。

また，感染症に罹患・濃厚接触者となった場合や，風邪症状等の体調不良がある場合には受講できませんので予めご承知おきください。

5. 講習会場

岐阜大学教育学部 岐阜市柳戸1の1

(交通) JR岐阜駅前バス乗り場〔9番〕, 名鉄岐阜駅前バス乗り場〔5番〕から岐阜バス〔岐阜大学行き〕又は〔岐阜大学病院行き〕に乗車, 「岐阜大学」で下車(所要時間約30分)

6. 受講定員

各50名

受講希望者が定員を超えた場合, 申込順かつ優先順位に基づき(8.を参照)50名を受講者とします。

7. 申込方法

(1) 申込先

岐阜大学教育学部学務係

〒501-1193 岐阜市柳戸1の1

問い合わせ: TEL (058)293-2356又は2304 平日8:30~11:30, 12:30~17:15

(2) 申込受付期間: 令和8年6月1日(月)~令和8年6月12日(金)

※令和8年度よりオンライン申請になります。(提出書類は郵送)

(記載のQRコードまたは下記のリンクから申請してください。)

<https://forms.cloud.microsoft/r/qukjvii1Tu>



(3) 提出書類

簡易書留による郵送のみ(6月12日(金)必着)。持参不可。

※封筒の表に「学校図書館司書教諭講習提出書類」と朱書きしてください。

① 受講資格を証明するもの

教育職員免許状の授与証明書(授与権者「教育委員会又は知事」が発行したもの)

※教育職員免許状の交付を受けた各都道府県の教育委員会で各自申請してください。申請に基づいて授与証明書が発行されます。

※現職の教員(講師・非常勤講師を含む)は, 教育職員免許状を複写し, それに所属する学校長の原本と相違ない旨の証明(複写に「これは原本と相違ないと証明する」という一文及び学校長名・学校長の公印を付したもので授与証明書に代えることができます。

② 切手を貼付した封筒(返信用封筒)

ア) 本年度で一部単位修得予定の者

受講可否通知書・単位修得証明書送付用

140円分の切手を貼付した24cm×33.2cmの大きさ(角形2号)の返信用封筒計2枚を半分に折って同封してください。

イ) 本年度で5科目10単位を修得予定の者

受講可否通知書送付用

140円分の切手を貼付した24cm×33.2cmの大きさ(角形2号)の返信用封筒1枚を半分に折って同封してください。

※いずれも住所・氏名を明記(氏名には「様」を付記)してください。

③ 戸籍抄本(改姓, 本籍地変更等の理由で, 現在所有している免許状の記載事項と違う者のみ)

④ 司書教諭講習の単位修得証明書(該当者のみ)

ア) 「5科目10単位」のうち, 一部の単位を既に修得し, 今回の講習で不足の単位をすべて修得しようとする方。

イ) 学生

62単位以上を修得した証明書 ※原本に限ります。

複写は不可。

提出書類は①が一番上になるようにして順に重ね、左上をクリップでとめてください。
折らずに入る定形外の封筒に入れて送付してください。②～④がA4サイズより大きい場合は、①に合わせて折ってください。

8. 受講者の決定

- (1) 受講者は、次の順位により決定します。(定員の都合上、受講をお断りする場合がございます)
- ① 既に大学等で一部の単位を修得し、今年度の講習を受講することにより、所定の単位(5科目10単位)を満たすことのできる現職の教員
 - ② 岐阜県内に在住または通学している学生
 - ③ 上記以外の者
- なお、選考結果に関する問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (2) 受講許可者には、7月上旬ころ、受講許可通知書・受講のしおり(地図等を載せた案内)を自宅あてに郵送します。不許可者にも郵便で通知します。7月中旬を過ぎても受講許可通知書又は不許可通知書が届かない場合は、以下の申込先にお問い合わせください。

9. 単位の認定及び単位修得証明等の授与

- (1) 科目ごとに「出席時間数」及び「試験又はレポート」等によって合否を判定し、合格者には単位修得証明書を授与します。(9月上旬ころの予定)
- ※修了者には修了証書が授与されるため、単位修得証明書は送付しません。[次の(2)を参照]
- (2) この講習を修了し、所定の単位(5科目10単位)をすべて修得した者に対しては、文部科学大臣が修了証書を授与します(令和9年2月上旬頃の予定)。今年度から、修了証書は紙ではなくデジタルで発行され、文部科学省からオンライン申請でご回答いただいたメールアドレス宛に直接届きます。

10. 受講料及び教材費等

受講料は徴収しません。ただし、教材費等は必要に応じ各自の負担とします。

11. 講習実施要項の請求方法

講習実施要項を請求する場合は、封筒に「学校図書館司書教諭講習実施要項請求」と朱書き角形2号の返信用封筒{郵便切手140円分をはり、住所・氏名を明記(氏名には「様」を付記)}を同封し、本学部学務係あてに郵便により請求してください。

12. その他

- (1) 講習期間中の宿舍等は、斡旋しません。
- (2) 修了証書における氏名等の文字の取り扱いは、原則JIS水準(JIS2004)1または2までとします。外字等の特殊な文字については、JIS水準(JIS2004)1または2の文字に置き換える場合があります。なお、常用漢字を使用した修了証書であっても効力に何ら支障はございません。
- ※平成21年4月以降に発行された教員免許状を所有している場合、教員免許状に記載の氏名を申込書に記載してください。

※書類申請者について

受講資格を有する者で、学校図書館司書教諭講習規程第3条に規定する司書教諭に必要な科目(5科目10単位)を大学等で既に修得した人は、本講習に参加しなくても、書類申請を行うことによって修了証書が授与されます。

1. 応募方法

- (1) 申込先
岐阜大学教育学部学務係
〒501-1193 岐阜市柳戸1の1

問い合わせ：Tel (058)293-2356又は2304 平日8:30～11:30, 12:30～17:15

(2) 申込受付期間：令和8年6月1日（月）～令和8年6月12日（金）

※令和8年度よりオンライン申請になります。（提出書類は郵送）

（記載のQRコードまたは下記のリンクから申請してください。）

<https://forms.cloud.microsoft/r/qukjvii1Tu>



(3) 提出書類

簡易書留による郵送のみ（6月12日（金）必着）。**持参不可**。

※封筒の表に「学校図書館司書教諭講習書類申請者」と朱書きしてください。

① 受講資格を証明するもの

教育職員免許状の授与証明書（授与権者「教育委員会又は知事」が発行したもの）

※教育職員免許状の交付を受けた各都道府県の教育委員会で各自申請してください。申請に基づいて授与証明書が発行されます。

※現職の教員（講師・非常勤講師を含む）は、教育職員免許状を複写し、それに所属する学校長の原本と相違ない旨の証明（複写に「これは原本と相違ないと証明する」という一文及び学校長名・学校長の公印を付したもので授与証明書に代えることができます。

② 単位修得証明書（成績証明書は不可）

単位修得大学が発行する証明書（原本）

ただし、5科目10単位のうち、他大学（放送大学等）や複数の機関で単位を修得した人は当該大学及び当該機関発行の単位修得証明書

※原本に限ります。複写は不可

③ 戸籍抄本（改姓、本籍地変更等の理由で、現在所有している免許状の記載事項と違う者のみ）

提出書類は①が一番上になるようにして順に重ね、左上をクリップでとめてください。

折らずに入る定形外の封筒に入れて送付してください。②、③がA4サイズより大きい場合は、①に合わせて折ってください。

2. 応募上の注意

応募書類は返却しません。書類に不備があった場合、返送に必要な郵送料は、受講者負担とします。今年度から、修了証書は紙ではなくデジタルで発行され、文部科学省からオンライン申請で回答いただいたメールアドレス宛に直接届きます（令和9年2月上旬頃の予定）。

<例年質問が多いことから>

1. 1科目だけの受講者は、開講式又は閉講式いずれかの出席で構いません。
2. 免許状の授与証明書は、免許状の交付を受けた各都道府県の教育委員会で各自申請します。
3. 申請時に5科目10単位を修得している方、もしくはこの講習を受講することで5科目10単位を修得する方（申請時に受講科目以外の単位修得証明書をすべて提出された方のみ）が令和8年度の修了者となります。後日、他機関で残りの単位を修得した場合、岐阜大学では来年度以降の修了者となります。その場合、修了者以外に発送する「単位修得証明書」（前頁9.を参照）が来年度以降必要になりますので大切に保管してください。
4. 今年度、岐阜大学では2科目のみの開講です。残り3科目（「学習指導と学校図書館」「読書と豊かな人間性」「情報メディアの活用」）について修得を希望する方は、他機関（放送大学等）で修得してください。なお、岐阜大学の来年度以降の開講科目は未定です。